

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 23 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（令和 7 年 3 月 31 日障発 0331 第 21 号・こ支障第 86 号）の正誤について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

標記の件については、「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（令和 7 年 3 月 31 日障発 0331 第 21 号・こ支障第 86 号）において、就労選択支援に係る内容をお示ししたところですが、別紙のとおり訂正することとしますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

- 別紙1 「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について」の訂正について

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P256 17 行目	(2)の2 就労選択支援サービス費 ① (略) ②(一)・(二) (略) (三) 算定手続 判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、すべての就労選択支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を都道府県に提出しなければならない。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において5年間保存しなければならない。 ア 判定期間において就労選択支援の利用が終了した利用者の総数 イ 就労移行支援等のそれぞれにつながった利用者数 ウ 就労移行支援等のそれぞれの移行率最高法人につながった利用者数並びに移行率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名 エ (二)の算定方法で計算した割合 オ (二)の算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、	(2)の2 就労選択支援サービス費 ① (略) ②(一)・(二) (略) (三) 算定手続 判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、すべての就労選択支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を都道府県に提出しなければならない。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において5年間保存しなければならない。 ア 判定期間において就労選択支援の利用が終了した利用者の総数 イ 就労移行支援等のそれぞれにつながった利用者数 ウ 就労移行支援等のそれぞれの移行率最高法人につながった利用者数並びに移行率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名 エ (二)の算定方法で計算した割合

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		その正当な理由 なお、上記の書類作成時において、判定期間に就労選択支援の利用は終了したものの移行先が決まっていな い利用者については、当該判定期間の算定対象には含 めず、移行先が決まった時点の判定期間の算定対象と すること。 (以下略)	オ (二)の算定方法で計算した割合が 80%を超えて いる場合であって正当な理由がある場合において は、その正当な理由 なお、上記の書類作成時において、判定期間に就労 選択支援 <u>支援</u>の利用は終了したものの移行先が決 まっていな利用者につ いては、当該判定期間の算 定対象には含めず、移行先が決ま った時点の判定期 間の算定対象とすること。 (以下略)
2	P258 18 行目	③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 <u>11 の 2</u> の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体 制加算については、2 の(6)の⑥の規定を準用する。	③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 <u>12</u> の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加 算については、2 の(6)の⑥の規定を準用する。
3	P258 21 行目	④ 高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 <u>11 の 2</u> の 3 の高次脳機能障害者支援体制加 算については、2 の(6)の⑦の規定を準用する。	④ 高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 <u>12</u> の 3 の高次脳機能障害者支援体制加算に ついては、2 の(6)の⑦の規定を準用する。
4	P258 24 行目	⑤ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 <u>11 の 2</u> の 4 の利用者負担上限額管理加算に ついては、2 の(1)の⑱の規定を準用する。	⑤ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 <u>12 の 6</u> の利用者負担上限額管理加算につい ては、2 の(1)の⑱の規定を準用する。
5	P259 3 行目	⑥ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第 <u>11 の 2</u> の 5 の食事提供体制加算については、 2 の(6)の⑭の規定を準用する。	⑥ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第 <u>12 の 7</u> の食事提供体制加算については、2 の (6)の⑭の規定を準用する。
6	P259 6 行目	⑦ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第 <u>11 の 2</u> の 6 の福祉専門職員配置等加算につ	⑦ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第 <u>12 の 9</u> の福祉専門職員配置等加算について

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		いては、以下のとおり取り扱うこととする。 (一)福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。 なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(二)及び(三)において同じ。) (二)福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。 (三)福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 2の(5)の④の(三)の規定を準用する。	は、以下のとおり取り扱うこととする。 (一)福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。 なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(二)及び(三)において同じ。) (二)福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。 (三)福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 2の(5)の④の(三)の規定を準用する。
7	P259 24行目	⑧ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第11の2の7の欠席時対応加算については、2の(6)の⑩の規定を準用する。	⑧ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第12の10の欠席時対応加算については、2の(6)の⑩の規定を準用する。
8	P260 3行目	⑨ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第11の2の8の医療連携体制加算については、	⑨ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第12の11の医療連携体制加算については、2の

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		2 の(7)の⑩の(一)及び(二)の規定を準用する。この場合において、2 の(7)の⑩の(一)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅷ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)」と、2 の(7)の⑩の(二)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)」と、2 の(7)の⑩の(二)のイ中「医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅳ)」と読み替えるものとする。	(7)の⑩の(一)及び(二)の規定を準用する。この場合において、2 の(7)の⑩の(一)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅷ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)」と、2 の(7)の⑩の(二)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)」と、2 の(7)の⑩の(二)のイ中「医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅳ)」と読み替えるものとする。
9	P260 10 行目	<u>⑩ 送迎加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 11 の 2 の 9 の送迎加算については、2 の(6)の⑩の(一)から(五)までの規定を準用する。</u>	
10	P260 10 行目	<u>⑪ 在宅時生活支援サービス加算について</u> <u>(一) 報酬告示第 11 の 2 の 10 の在宅時生活支援サービス加算については、居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める者に対し、当該就労選択支援事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、居宅での利用者の生活に関する支援を提供した場合に加算する。</u> <u>(二) 報酬告示第 11 の 2 の 10 の在宅時生活支援サービス加算については、居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労選択支援を居宅で利用する際に、支援を受けなければ居宅での利用が困難な場合に加算する。</u>	
11	P. 260 10 行目	<u>⑫ 福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱いについて</u>	

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		<u>報酬告示第 11 の 2 の 11 の福祉・介護職員等処遇改善加算については、2 の(1)の㊸の規定を準用する。</u>	

- 別紙２「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について」の訂正について

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P175 7 行目	2 設備に関する基準（基準第 173 条の 5） （１）指定就労選択支援事業所 指定就労選択支援事業所とは、指定就労選択支援を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。	2 設備に関する基準（基準第 173 条の 5） （１）指定就労選択支援事業所 指定就労選択支援事業所とは、指定就労選択支援を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。<u>原則として一の建物につき、一の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業員が当該既存施設に向いて指定就労選択支援を提供する場合については、これらを事業所の一部（出張所）とみなして設備基準を適用するものである。</u>
2	P176 13 行目	3 運営に関する基準 （１）実施主体（基準第 173 条の 6） 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去 3 年以内に 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又はその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者でなければならない。 その他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者については、例えば、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター又は障害者能力開発助成金による障	3 運営に関する基準 （１）実施主体（基準第 173 条の 6） 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去 3 年以内に 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又はその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県が認める事業者でなければならない。 その他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県が認める事業者については、例えば、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター又は障害者能力開発助成金による

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		障害者能力開発訓練事業を行う機関であって、過去３年以内に合計３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものを指す。 (以下略)	障害者能力開発訓練事業を行う機関であって、過去３年以内に合計３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものを指す。 (以下略)
3	P178 14 行目	(２) 評価及び整理の実施（基準第 173 条の 7） 就労選択支援事業者は、障害の種類及び程度、就労に関する意向及び経験、就労するために必要な配慮及び支援、適切な作業の環境等（以下「アセスメント項目」という。）に関するアセスメントを行う。 アセスメントについては、作業やコミュニケーション等に関する行動観察が極めて重要であることから、対面での実施を基本とする。 一方で、多機関連携によるケース会議や利用者等へのアセスメント結果の提供、事業者等との連絡調整については、対面での実施が難しい場合など、必要に応じて、テレビ電話装置等を活用した支援を実施しても差し支えない。 障害者職業・生活支援センターその他の関係機関が実施するアセスメントの中にアセスメント項目が含まれている場合は、当該アセスメントを活用することができる。ただし、当該アセスメントにおいて不足する内容や更新する内容があれば追加的にアセスメントを行うこと。また、その他の機関としては、就労系障害福祉サービス事業所、特別支援学校、障害者職業センターや職業能力開発校等を想定している。 なお、就労選択支援事業者が活用できる他機関によるアセ	(２) 評価及び整理の実施（基準第 173 条の 7） 就労選択支援事業者は、障害の種類及び程度、就労に関する意向及び経験、就労するために必要な配慮及び支援、適切な作業の環境等（以下「アセスメント項目」という。）に関するアセスメントを行う。 アセスメントについては、作業やコミュニケーション等に関する行動観察が極めて重要であることから、対面での実施を基本とする。 一方で、多機関連携によるケース会議や利用者等へのアセスメント結果の提供、事業者等との連絡調整については、対面での実施が難しい場合など、必要に応じて、テレビ電話装置等を活用した支援を実施しても差し支えない。 障害者職業・生活支援センターその他の関係機関が実施するアセスメントの中にアセスメント項目が含まれている場合は、当該アセスメントを活用することができる。ただし、当該アセスメントにおいて不足する内容や更新する内容があれば追加的にアセスメントを行うこと。また、その他の機関としては、就労系障害福祉サービス事業所、特別支援学校、障害者職業センターや職業能力開発校等を想定している。 なお、就労選択支援事業者が活用できる他機関によるアセ

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		スメントは、原則１年以内に実施されたものとする。また、本人の置かれている環境に変化があった場合、疾病、事故等による本人自身の能力や機能が大きく変化した場合、障害福祉サービスの利用を経て、就労能力や就労に関する意向等が大きく変化した場合は、同様のアセスメントから１年経過していない場合でも改めてアセスメントを実施することを可能とする。 就労選択支援事業者が、関係機関の担当者等を招集して会議を行う際、他の関係機関との利用者の個人情報等の共有等に当たっては、予め書面にて利用者の同意を得るなど、適切な手続きを経るよう留意すること。 <u>指定特定相談支援事業者</u>については今後の障害福祉サービスの利用を含めて一貫した支援を行う観点から特に密接な連携が求められる。指定就労選択支援事業者は、本人の同意を得た上で、会議の場での共有やアセスメント結果の速やかな提供に加え、必要に応じて随時情報共有を行うこと。	スメントは、原則１年以内に実施されたものとする。また、本人の置かれている環境に変化があった場合、疾病、事故等による本人自身の能力や機能が大きく変化した場合、障害福祉サービスの利用を経て、就労能力や就労に関する意向等が大きく変化した場合は、同様のアセスメントから１年経過していない場合でも改めてアセスメントを実施することを可能とする。 就労選択支援事業者が、関係機関の担当者等を招集して会議を行う際、他の関係機関との利用者の個人情報等の共有等に当たっては、予め書面にて利用者の同意を得るなど、適切な手続きを経るよう留意すること。 <u>指定特定相談支援事業者所</u>については今後の障害福祉サービスの利用を含めて一貫した支援を行う観点から特に密接な連携が求められる。指定就労選択支援事業者は、本人の同意を得た上で、会議の場での共有やアセスメント結果の速やかな提供に加え、必要に応じて随時情報共有を行うこと。